

令和9年度 香芝市集団胃がん検診業務委託 仕様書

1 件名

香芝市集団胃がん検診業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満35歳以上（当該年度中に35歳に達する者を含む。）の香芝市民。ただし、前年度胃がん検診（内視鏡）受診者は、対象外とする。

4 検査項目

奈良県胃がん検診（胃部エックス線検診）実施要領に定める検査項目（胃部レントゲンデジタル撮影について、9枚撮影し二重読影を実施すること。）

5 実施内容

奈良県胃がん検診（胃部エックス線検診）実施要領に基づき、肺がん検診又は大腸がん検診（集団特定健康診査時）と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所で問診後、受注者が配車する検診バス内で行う。

7 自己負担額

1,000円（香芝市健康診査事業実施要綱第7条第1項各号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）は、無料とする。）

8 実施予定人数及び回数

420名、年度内7回（うち、3回は集団特定健康診査と同時に実施する。）

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

検診結果は、発注者が用意する封筒に封入（封緘は不要）し、発注者が指定するファイルレイアウトに沿ったCSVファイルを格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

また、要精密検査者については、精密検査依頼書（兼）結果通知書及び発注者が用意する返信用封筒を主治医宛ての別封筒に入れ、検診結果封筒に同封の上、要精密検査となった受診者のフィルム画像を格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

なお、受診者からフィルム画像について提供希望があった場合は、随時、CDを発注者に提出すること。

1.1 費用請求等その他の業務

(1) 受診日当日までの準備

ア 発注者は、検診の1週間前までに受注者へ受診予定者のデータを格納したCDを手渡し、受注者は、そのデータを基に受診予定者の氏名、生年月日等が記載された問診票を作成する。

イ 受注者は、配置や検診の流れについて、検診日の1週間前までに発注者と事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて発注者からデータをCDにて手渡しする。

(2) 受付（自己負担金の領収及び受領書の発行を含む。）、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、領収書は受注者が作成したものを使用するものとする。

受注者は、受付終了後、問診票を番号ファイルに入れて次のブースへの誘導を行うこと。

(3) 誤嚥^{えん}事故時の医師の診察

誤嚥事故時は、香芝市医師会の医師へ診察を依頼する予定のため、受注者への依頼が必要な場合のみ対応するものとする。

(4) 検査費用の請求

ア 受注者は、検査に係る費用について、胃がん検診終了後30日以内に発注者に請求するものとする。

イ 受注者は、検診料について、自己負担分を除いた額を発注者に請求するものとする。

(5) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び検診結果を作成し、発注者に提出するものとする。

また、検診実施当日に、受診者数（有料、無料等の内訳を含む。）と合計金額について、書面にて発注者に報告を行うものとする。

(6) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

1 件名

香芝市集団肺がん検診業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満20歳以上（当該年度中に20歳に達する者を含む。）の香芝市民

4 検査項目

奈良県肺がん検診実施要領に定める検査項目

5 実施内容

奈良県肺がん検診実施要領に基づき、胃がん検診、大腸がん検診（集団特定健康診査時）又は子宮頸がん検診と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所で問診後、受注者が配車する検診バス内で行う。

7 自己負担額

300円（香芝市健康診査事業実施要綱第7条第1項各号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）は、無料とする。）

8 実施予定人数及び回数

700名、年度内8回（うち、3回は特定健診と同時に実施する。）

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

検診結果は、発注者が用意する封筒に封入（封緘は不要）し、発注者が指定するファイルレイアウトに沿ったCSVファイルを格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

また、要精密検査者については、精密検査依頼書（兼）結果通知書及び発注者が用意する返信用封筒を主治医宛ての別封筒に入れ、検診結果封筒に同封の上、要精密検査となった受診者のフィルム画像を格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

なお、受診者からフィルム画像について提供希望があった場合は、随時、CDを発注者に提出すること。

1.1 費用請求等その他の業務

(1) 受診日当日までの準備

ア 発注者は、検診の1週間前までに受注者へ受診予定者のデータを格納したCDを手渡し、受注者は、そのデータを基に受診予定者の氏名、生年月日等が記載された問診票を作成する。

イ 受注者は、配置や検診の流れについて、検診日の1週間前までに発注者と事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて発注者からデータをCDにて手渡しする。

(2) 受付（自己負担金の領収及び受領書の発行を含む。）、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、領収書は受注者が作成したものを使用するものとする。

受注者は、受付終了後、問診票を番号ファイルに入れて次のブースへの誘導を行うこと。

(3) 胸部エックス線検査の実施

受注者は、検診の実施に関し、胸部エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師等を明示した肺がん検診実施計画書を作成し、事前に発注者に提出すること。

(4) 検査費用の請求

ア 受注者は、検査に係る費用について、肺がん検診終了後30日以内に発注者に請求するものとする。

イ 受注者は、検診料について、自己負担分を除いた額を発注者に請求するものとする。

(5) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び検診結果を作成し、発注者に提出するものとする。

また、検診実施当日に、受診者数（有料、無料等の内訳を含む。）と合計金額について、書面にて発注者に報告を行うものとする。

(6) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

1 件名

香芝市集団乳がん検診業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満40歳以上（当該年度中に40歳に達する者を含む。）の香芝市民の女性（前年度受診者は、対象外とする。ただし、香芝市健康診査事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第2号に規定する受診券の交付を受けた者は、前年度受診者も対象とする。）

4 検査項目

- (1) 満40歳から満49歳まで マンモグラフィ撮影2方向（二重読影）
- (2) 満50歳以上 マンモグラフィ撮影1方向（二重読影）

5 実施内容

奈良県乳がん検診実施要領に基づき、子宮頸がん検診と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所で問診後、受注者が配車する検診バス内で行う。

7 自己負担額

- (1) 満40歳から満49歳まで 2,500円（要綱第7条第1項第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）又は要綱第9条第1項第2号に規定する受診券の交付を受けた者は、無料とする。）
- (2) 満50歳から満69歳まで 2,000円（要綱第7条第1項第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）又は要綱第9条第1項第2号に規定する受診券の交付を受けた者は、無料とする。）
- (3) 満70歳以上 無料

8 実施予定人数及び回数

500名、年度内6回

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

検診結果は、発注者が用意する封筒に封入（封緘は不要）し、発注者が指定するファイルレイアウトに沿ったCSVファイルを格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

また、要精密検査者については、精密検査依頼書（兼）結果通知書及び発注者が用意する返信用封筒を主治医宛ての別封筒に入れ、検診結果封筒に同封の上、要精密検査となった受診者のフィルム画像を格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

なお、受診者からフィルム画像について提供希望があった場合は、随時、CDを発注者に提出すること。

11 費用請求等その他の業務

(1) 受診日当日までの準備

ア 発注者は、検診の1週間前までに受診予定者のデータを格納したCDを受注者に手渡し、受注者は、そのデータを基に受診予定者の氏名、生年月日等が記載された問診票を作成する。

イ 受注者は、配置や検診の流れについて、検診日の1週間前までに発注者と事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて発注者からデータをCDにて手渡しする。

(2) 受付（自己負担金の領収及び受領書の発行を含む。）、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、領収書は受注者が作成したものを使用するものとする。

受注者は、受付終了後、問診票を番号ファイルに入れて次のブースへの誘導を行うこと。

(3) 乳房エックス線検査の実施

受注者は、検診の実施に関し、乳房エックス線写真撮影を行う診療放射線技師に対して指示をする責任医師及び緊急時や必要時に対応する医師などを明示した乳がん検診実施計画書を作成し、事前に発注者に提出すること。

(4) 検査費用の請求

ア 受注者は、検査に係る費用について、乳がん検診終了後30日以内に発注者に請求するものとする。

イ 受注者は、検診料について、自己負担分を除いた額を発注者に請求するものとする。

(5) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び検診結果を作成し、発注者に提出するものとする。

また、検診実施当日に、受診者数（有料、無料等の内訳を含む。）と合計金額について、書面にて発注者に報告を行うものとする。

(6) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

令和9年度 香芝市集団子宮頸がん検診業務委託 仕様書

1 件名

香芝市集団子宮頸がん検診業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満20歳以上（当該年度中に20歳に達する者を含む。）の香芝市民の女性（前年度受診者は、対象外とする。ただし、香芝市健康診査事業実施要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項第3号に規定する受診券の交付を受けた者は、前年度受診者も対象とする。）

4 検査項目

奈良県子宮頸がん検診実施要領に定める検査項目

5 実施内容

奈良県子宮頸がん検診実施要領に基づき、乳がん検診と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所で問診後、受注者が配車する検診バス内で行う。

7 自己負担額

700円（要綱第7条第1項各号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）又は要綱第9条第1項第3号に規定する受診券の交付を受けた者は、無料とする。）

8 実施予定人数及び回数

525名、年度内7回

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

検診結果は、発注者が用意する封筒に封入（封緘は不要）し、発注者が指定するファイルレイアウトに沿ったCSVファイルを格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

また、要精密検査者については、精密検査依頼書（兼）結果通知書及び発注者が用意する返信用封筒を主治医宛ての別封筒に入れ、検診結果封筒に同封の上、要精密検査となった受診者のフィルム画像を格納したCDと共に、発注者に手渡しにて納品すること。

なお、受診者からフィルム画像について提供希望があった場合は、随時、CDを発注者に提出すること。

1.1 費用請求等その他の業務

(1) 受診日当日までの準備

ア 発注者は、検診の1週間前までに受注者へ受診予定者のデータを格納したCDを手渡し、受注者は、そのデータを基に受診予定者の氏名、生年月日等が記載された問診票を作成する。

イ 受注者は、配置や検診の流れについて、検診日の1週間前までに発注者と事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて発注者からデータをCDにて手渡しする。

(2) 受付（自己負担金の領収及び受領書の発行を含む。）、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、領収書は受注者が作成したものを使用するものとする。

受注者は、受付終了後、問診票を番号ファイルに入れて次のブースへの誘導を行うこと。

(3) 検査費用の請求

ア 受注者は、検査に係る費用について、子宮頸がん検診終了後30日以内に発注者に請求するものとする。

イ 受注者は、検診料について、自己負担分を除いた額を発注者に請求するものとする。

(4) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び検診結果を作成し、発注者に提出するものとする。

また、検診実施当日に、受診者数（有料、無料等の内訳を含む。）と合計金額について、書面にて発注者に報告を行うものとする。

(5) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

1 件名

香芝市集団大腸がん検診業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満40歳以上（当該年度中に40歳に達する者を含む。）の香芝市民

4 検査項目

奈良県大腸がん検診実施要領に定める検査項目

5 実施内容

奈良県大腸がん検診実施要領に基づき実施する。

大腸がん検診受診者が香芝市保健センターに提出した検体の回収を行う。

ただし、集団特定健診時は、胃がん検診又は肺がん検診と同時に実施する。

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所

7 自己負担額

700円（香芝市健康診査事業実施要綱第7条第1項各号のいずれかに該当する者（同条第2項に該当する者を除く。）は、無料とする。）

8 実施予定人数及び回数

180名、年度内3回（特定健診と同時に実施する。）

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

検診結果は、発注者が用意する封筒に封入（封緘は不要）し、発注者が指定するファイルレイアウトに沿ったCSVファイルを格納したCDと共に、発注者へ手渡しにて納品すること。

また、要精密検査者については、精密検査依頼書（兼）結果通知書及び発注者が用意する返信用封筒を主治医宛ての別封筒に入れ、検診結果封筒に同封の上、納品すること。

1 1 費用請求等その他の業務

(1) 受診日当日までの準備

ア 発注者は、検診の2週間前までに受診予定者のデータを格納したCDを受注者に手渡し、受注者は、そのデータを基に受診予定者の氏名、生年月日等が記載された問診票を作成の上、検便容器と共に検診当日の1週間前までに発注者に納品する。

イ 受注者は、配置や検診の流れについて、検診日の1週間前までに発注者と事前打合せを行う。

ウ 受診予定者の変更及び追加については、必要に応じて発注者からデータをCDにて手渡しする。

(2) 受付（自己負担金の領収及び受領書の発行を含む。）、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、領収書は受注者が作成したものを使用するものとする。

受注者は、受付終了後、問診票を番号ファイルに入れて次のブースへの誘導を行うものとする。

(3) 検査費用の請求

ア 受注者は、検査に係る費用について、大腸がん検診終了後30日以内に発注者に請求するものとする。

イ 受注者は、検診料について、自己負担分を除いた額を発注者に請求するものとする。

(4) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び検診結果を作成し、発注者に提出するものとする。

また、検診実施当日に、受診者数（有料、無料等の内訳を含む。）と合計金額について、書面にて発注者に報告を行うものとする。

(5) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

令和9年度 香芝市集団骨密度測定業務委託仕様書

1 件名

香芝市集団骨密度測定業務

2 目的

骨粗しょう症予防として実施し、生活習慣の見直し、治療、骨折及び寝たきりの予防につなげる。

3 対象者

- (1) 満40歳以上（当該年度中に40歳に達する者を含む。）の香芝市民の男性
- (2) 満71歳以上（当該年度中に71歳に達する者を含む。）の香芝市民の女性

4 検査項目

踵骨超音波検査（エコー法）

5 実施内容

- (1) 測定器具、問診票等の準備
- (2) 測定内容及び注意事項等の説明、受診者の誘導並びに会場設営及び撤去
- (3) 骨密度測定の実施
- (4) 測定結果の作成及び説明

6 実施場所

香芝市保健センター及び発注者が定める場所

7 自己負担額

無料

8 実施予定人数及び回数

150名、年度内1回

9 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

10 納品方法

測定結果について、個人情報が特定できないように加工したデータをエクセルファイルにて作成し、年度末に発注者に納品すること。

11 費用請求等その他の業務

(1) 受付、問診及び誘導業務

受付簿は発注者が作成したものを使用し、骨密度検査用紙は受注者が作成したものを使用するものとする。

(2) 検査費用の請求

受注者は、検査に係る費用について、骨密度測定終了後 30 日以内に発注者に請求するものとする。

(3) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書及び測定結果を作成し、発注者に提出するものとする。

(4) その他

最低補償金額については、発注者及び受注者が協議の上、定めるものとする。その他詳細事項及び変更が必要な事項についても随時協議するものとする。

令和9年度 香芝市個別肺がん検診二次読影業務委託仕様書

1 件名

香芝市個別肺がん検診二次読影業務

2 目的

がん対策として実施し、早期発見及び早期治療につなげる。

3 対象者

満40歳以上（当該年度中に40歳に達する者を含む。）の香芝市民

4 検査項目

胸部レントゲンデジタル撮影の二次読影

5 実施内容

奈良県肺がん検診実施要領に基づき、実施する。

検診実施医療機関より郵送される問診票及び撮影データ(CD)から二次読影を行い、

結果を問診票に記入する。問診票とデータ(CD)を検診実施医療機関の投函日^{かん}から2週間以内に検診実施医療機関へ返送する（投函日は、月2回程度）。

6 実施予定人数

580名

7 実施期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、契約日から令和9年3月31日までの期間は、委託業務履行のための準備期間とする。

8 費用請求等その他の業務

(1) 費用の請求

受注者は、肺がん検診二次読影終了後、同月実施分を取りまとめ、対象期間の翌月10日までに発注者に請求するものとする。

(2) 業務実施報告

受注者は、業務実施報告書を作成の上、請求書と共に発注者に提出するものとする。

(3) その他

詳細事項及び変更が必要な事項については、発注者及び受注者が随時協議するものとする。

令和9年度 香芝市集団がん検診等業務対象予定人数及び回数等一覧

スタッフ従事内容	対象者予定人数	予定回数
胃がん検診 1回当たり56人程度の検査が行える体制とすること。	420名 上記のうち 自己負担額無し 240名 自己負担額有り 180名	7回 (うち、3回は特定健診と同時に実施する。)
肺がん検診 1回当たり60人程度の検査が行える体制とすること。	700名 上記のうち 自己負担額無し 560名 自己負担額有り 140名	8回 (うち、3回は特定健診と同時に実施する。)
乳がん検診 1回当たり70人程度の検査が行える体制とすること。	500名 一方向及び二方向の内訳 一方向 360名 二方向 140名	6回
子宮頸がん検診 1回当たり70人程度の検査が行える体制とすること。	525名 上記のうち 自己負担額無し 160名 自己負担額有り 365名	7回
大腸がん検診 1回当たり60人程度の検査が行える体制とすること。	180名 上記のうち 自己負担額無し 100名 自己負担額有り 80名	3回 (特定健診と同時に実施する。)
骨密度測定 1回当たり100人以上の検査が行える体制とすること。	150名 自己負担額無し	1回
受付及び問診(半日) 半日当たり100人程度の対応ができる体制とすること。		3回
受付及び問診(1日) 1日当たり200人程度の対応ができる体制とすること。		4回
医師(半日) 胃がん検診へ従事すること。		4回
画像データ作成業務(精密検査者必要時に作成)	5名	
個別肺がん検診二次読影	580名	

備考

1 実際の実施人数及び回数は、予約及び実施の状況によるものであることから、記載している予定人数及び予定回数は、予定であり、実施を保証するものではない。

2 各検診の自己負担額

胃がん 1,000円

肺がん 300円

乳がん 2, 0 0 0 円（一方向）、2, 5 0 0 円（二方向）

子宮頸がん 7 0 0 円

大腸がん 7 0 0 円

上記の金額を検診受診時に受診者が支払うため、自己負担額が有る検診に係る見積りについては、自己負担額を除いた金額で計上すること。